

## 第16回制度設計・監視専門会合

日時：令和7年12月26日(金) 15:00～16:18

出席者：武田座長、岩船委員、松村委員、村松委員、熱海専門委員、五十川専門委員、大橋専門委員、北野専門委員、草薙専門委員、曾我専門委員、原専門委員、松田専門委員、山口専門委員

(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○田上総務課長 定刻となりましたので、ただいまより、電力・ガス取引監視等委員会第16回制度設計・監視専門会合を開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

大橋委員は、遅れての御参加の予定です。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は武田座長にお願いしたく存じます。よろしくお願ひいたします。

○武田座長 年の瀬の忙しいところ、誠にありがとうございます。

それでは、早速、本日の議事に入りたいと思います。

本日の議題でございますけれども、議題4つございます。まず1つ目、「2026年度における需給調整市場の事前的措置の対象とする事業者の範囲について」に関しまして、事務局から御説明をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○黒田NW事業監視課長 それでは、資料3を御覧ください。「2026年度における需給調整市場の事前的措置の対象とする事業者の範囲について」でございます。

2ページ、本日の議論でございます。2021年度より開始された需給調整市場においては、その適正な取引を確保するために、当分の間、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善等の事後的な措置に加えて、上乗せ措置として市場支配力を有する蓋然性の高い事業者には、一定の規範に基づいて入札を行うことを要請する事前的措置を講じることとされております。

今回は、2026年度の事前的措置の対象事業者を決定するに当たり、地理的範囲の画定、

大きな市場支配力を有する蓋然性の評価を行い、事前の措置の対象とする事業者の範囲について検討を行いましたので、その内容について御議論いただきたいというものでございます。

飛びまして7ページ、事前の措置の対象とする事業者の範囲の設定方法ということでございます。設定のプロセスにつきましては2つのパートに分かれておりまして、まず、①分析・評価の対象とする地理的範囲の画定、②当該地理的範囲において事前の措置の対象とする事業者の範囲の分析及び評価という2段階で行っておりますので、順に御説明を差し上げたいと思います。

9ページを御覧ください。地理的範囲の画定についてということでございます。地理的範囲の画定の方法につきましては、基準値を含め前年度までと同様に、以下の考え方に基づいて実施をしております。

まず、①調整力  $\Delta k$  W市場でございますけれども、直近1年間、今回は2024年11月～2025年10月ということでございますが、における調整力の広域調達時点における地域間連系線の分断実績を基に、各月の分断率を算定し、原則20%超の場合には地理的範囲を区分し、地理的範囲を画定するという作業を行っています。

また、②調整力  $k$  Wh市場につきましては、直近1年間における調整力の広域需給調整システムによる運用時点、こちら実需給の11分前時点ということでございますけれども、における地域間連系線の分断実績を基に各月の分断率を算定し、原則20%超の場合には地理的範囲を区分し、地域的範囲を画定するということでございます。

2点、なお地理的範囲の画定につきましては、前年度までは通年で1パターンのみとしておりましたけれども、大きな市場支配力を有する蓋然性の分析において、通年で適用できる分析対象サンプル数が限定されるという課題がございました。このため、今回は地理的範囲の画定を月ごとに1パターンずつ設定することで、当該分析において、通年で適用できる分析対象サンプル数を増やすという精緻化を図っております。さらに詳細の理由は、後述させていただきます。

次、10ページでございます。大きな市場支配力を有する蓋然性の評価方法でございますけれども、大きな市場支配力を有する蓋然性の評価方法については、こちらも基準値含め前年度までと同様の考え方で実施をしております。ただし、後述の理由により、PSI (Pivotal Supplier Index) 分析の対象サンプル数につきましては、直近1年間における一部の時間帯の取引から全ての時間帯の取引に拡充する精緻化を図っております。

具体的には、以下の考え方に基づいて実施をしておりまして、①市場シェア分析、これは静的評価ということですが、発電事業者等の市場支配力行使可否のポテンシャルを評価するものでありますと、直近1年間における各月の地理的範囲ごとに分析し、通年で原則20%超の場合には、大きな市場支配力を有する蓋然性があると評価をしております。

また、②P S I分析、こちら動的評価ということですけれども、需給逼迫時など活用できる調整力の数が少なくなる場合には、小規模な事業者であっても市場支配力が行使可能となることがあり得るということから、P S I分析により、調整力  $\Delta kW$  市場における取引実績及び調整力  $kWh$  市場の運用実績を基に、市場支配力が行使可能な状態であったかどうかを評価するというものでありますと、直近1年間における各月の地理的範囲ごとに分析をし、調整力  $\Delta kW$  市場においては通年で原則50%超、調整力  $kWh$  市場においては通年で原則10%超の場合には、大きな市場支配力を有する蓋然性があると評価をしているということであります。

なお、※1にあるとおり、P S Iは、需要を満たすために、ある発電事業者等の供給力が不可欠かどうかをはかる指標ということでありますと、本資料では、ある発電事業者等の供給力を除いた市場全体の供給力が市場全体の需要よりも小さい場合、当該事業者はピボタルな存在であると定義をしております。

11ページ御覧いただいて、右下の図のほう、この場合、X社については、電源が調整力の指令を満たすために必要不可欠であるという状況でありますので、X社は、先ほどの定義に基づいて、ピボタルな存在であるということになるということでございます。

12ページを御覧ください。今回実施した精緻化の内容ということでございますけれども、今回も前年度までと同様の方法、判断基準で検討を行っておりますが、幾つかの点で精緻化を図っているということでございます。

例えば、地理的範囲の画定における地域間連系線の分担状況については、これまで月単位で分断率を算定し、直近1年間の平均値で評価し、P S Iを通年で画定という形で実施をしておりました。

一方で地域間連系線の分断率は、年平均で低かったとしても、ある特定の月だけ高いというようなことがあり得るということでございまして、すなわち、通年で画定した地理的範囲は、ある月では妥当であっても、別の月ではそうでないという状況も生じるということでございますので、今回は地理的範囲を月ごとに画定をした上で、市場支配力有無の蓋然性評価を通年で実施しているということでございます。

また、市場支配力有無の蓋然性評価については、これまで分析対象を需給逼迫時等に限定をしておりました。しかし需給調整市場では、需給逼迫時か否かにかかわらず調達未達が生じることがあります。そのため、その場合は、結果的に全ての事業者が市場支配力を有することになります。このため、今回は直近1年間の全ての時間帯の取引を分析対象としたということでございます。

このような分析課題は当初から認識していたものの、これまで実務的負担を考慮した対応とならざるを得なかったが、近年の監視環境の高度化により実現可能となったということでございます。

なお、26年度の取引は、2026年3月13日から開始をされるということでありますので、事前的措置の対象事業者との入札価格の考え方についての事前確認期間を確保する観点から、分析対象期間を前年度よりも前倒しをして、これに伴い2024年11月から2025年10月までとしているということでございます。

13ページが、分析精度向上のための改善内容ということで、そこに書いてある分析対象データの一元管理ですとか、スクリプト化によるプロセス改善といったことを実施しているということでございます。

また14ページ、P S I分析のさらなる改善についてということで、こちら報告になりますけれども、先ほど申し上げたとおり、2つ目のポツに書いてあるとおり、現状の判定方法は、確率的に特定した地理的範囲の中で、年間を通じて一定の基準を超えてピボタルな存在である場合に、通年で大きな市場支配力を有する蓋然性があると評価をしているということです。

一方で、3ポツの2行目以降に書いてあるとおり、これら要素が時々刻々と変化をしているということですので、通年で大きな市場支配力を有する蓋然性があると評価をすることは、実務的な負担等を考慮した効率性の観点ではベターな手法であると考えておりますけれども、正確性の面では必ずしもベストの手法とは言えない面もあるということです。

このため、5ポツに書いてあるとおり、刻々と変化する市場環境に合わせて、監視対象の状況をリアルタイム性高く把握することを目的として、A Iモデルを用いた支配的事業者の判定モデルをプロトタイプとして構築をしておりまして、こうした情報を監視の中で運用しつつ検証や改善を進めていく、監視に生かしていくということも今検討しているということでございます。

次に、16ページ、具体的な26年度の評価に入ってまいりますけれども、まず地理的範囲の画定でございます。

17ページは、調整力  $\Delta kW$  市場の週間商品、一次調整力～三次調整力①についての地理的範囲の画定ということでございまして、2024年11月～25年10月までの週間商品の広域調達時点における地域間連系線の分担率ということで、下の表の水色のセルが分断率20%以下、分断していないという評価になるものでありますけれども、逆に、それ以外の部分は分断しているという評価になるということでございます。

18ページが、 $\Delta kW$  市場の三次②前日商品でございますが、北陸-関西等の一部を除いて、分断率は20%超となっているという状況でございます。

19ページが、調整力  $kWh$  市場の分断状況ということでございます。

20ページ～21ページは、先ほどの分断状況を踏まえた地理的範囲の画定ということでございまして、同じ数字のエリアが同じ地理的範囲ということ、それ以外は分断しているということでございまして、このような形で各月ごとの地理的範囲を画定している。こちらは週間商品でございますが、21ページが調整力  $kW$  市場の三次②の地理的範囲、22ページが  $kWh$  市場の地理的範囲ということでございます。

次に、23ページ以降は、大きな市場支配力を有する蓋然性の評価結果ということでございます。

まず、市場シェアでございます。週間商品の市場シェア20%を超える事業者として以下を列挙しております、緑の部分が、エリア商品における市場シェアが20%を超えているということで、以下の事業者が該当しているということでございます。

25ページは、同様に三次②の市場シェア20%超の事業者が下表のとおりということでございまして、26ページが、調整力  $kWh$  市場の市場シェア20%超の事業者を列挙しております。

27ページ以降が P S I 分析における判定ということで、今回は昨年度までと同様の基準ということで、月50%を超える事業者ということでお示ししております。27ページは、週間商品におけるピボタルと判定された取引。緑のセルが50%超ということで、以下の事業者が該当をしております。

28ページが、前日商品三次②でピボタルと判定された事業者になり、29ページは、調整力  $kWh$  市場でございますので、月平均10%を超える事業者ということでございます。

この結果をまとめると30ページということになります、各エリア、各判定基準に基づ

いて該当する事業者は以下のとおりということでまとめているものでございます。

31ページ以降は、事前的措置の対象とする事業者の範囲ということでございまして、32ページでございますけれども、調整力ΔkW市場と調整力kWh市場の事前的措置の対象とする事業者の範囲については、これまで、いずれかの市場で事前的措置の適用対象になれば、両市場で事前的措置の適用対象とするという整理となっております。

この運用は、調整力ΔkW市場と調整力kWh市場とが相互に関連した市場であることや制度運用上の分かりやすさに加えまして、調整力ΔkW市場の競争状況がまだ十分に競争的なものとなっていないことを踏まえた、監視側にとって保守的な適用対象の設定の考え方方に立っているものでございます。

この点、最近の調整力ΔkW市場は、第14回の本会合でも報告をしたとおり、募集量削減の影響もありまして、現状は競争的な状況が以前よりは進展している傾向にあると考えておりますけれども、他方で2026年度以降、全商品前日取引化・30分取引化に移行するといった大きな市場環境の変化があることを踏まえると、2026年度は制度運用を緩和することには慎重であるべきと考えております。したがって、両市場の事前的措置の適用対象の設定方法は、前年度と同様とすることとしてはどうかと考えております。

以上を踏まえまして、35ページ、事務局提案のまとめということでございます。2026年度の需給調整市場における事前的措置の対象とする事業者の範囲については、前年度までと同様の方法を踏襲しつつ、地理的範囲の画定を月ごとに実施したことや、市場支配力有無の蓋然性評価における分析対象を直近1年間の全ての取引とするといった精緻化を行った上で分析した結果である下表のとおりとすることでどうかということで、下に今回対象となる事業者、整理すると19事業者になります。

まず、北海道電力は北海道エリア。ENEOS Powerは北海道エリア。エナリスは北海道エリアと九州エリア。東北電力は東北エリア。JERAが東北・東京・中部のエリア。E-flowが東北・東京・関西・中国のエリア。東京電力EPが東京エリア。東京電力RPは東京エリア。東京ガスは東京エリア。中部電力ミライズは中部エリア。北陸電力は、北陸・関西・中国エリア。関西電力は、北陸・関西・中国エリア。中国電力は、北陸・関西・中国・四国エリア。大阪ガスは、北陸・関西・中国エリア。四国電力が、中国・四国エリア。電源開発が四国エリア。九州電力が九州エリア。アーバンエナジーが九州エリア。でんきの駅が九州エリア、以上19社ということでございます。

2ポツに戻りまして、下表の事業者に対しては、第14回制度設計・監視専門会合で整理

をしたとおり、2026年度の取引の開始前に以下の i. すなわち各電源等の入札価格の考え方について、価格規律の認識にそごがないことといった確認を行います。ただし、期中に参入または入札価格の考え方を変更する電源等は、次のとおり開始前に確認を行います。また、当該事業者に対して四半期ごとに ii. 期中の固定費回収状況について報告を求めるということとしたいと考えております。なお、今回、事前的措置の対象とならなかつた事業者に対しても、「需給調整市場ガイドライン」及び「適正な電力取引についての指針」に基づき、しっかりと事後監視を行っていくという方針で考えてございます。

私からの説明は以上になります。

○武田座長 ありがとうございます。

需給調整市場について、事前的措置を対象とする事業者認定方法の精緻化及びその当てはめについて事務局から御提案いただきましたので、委員の先生方に御審議いただければと存じます。

それでは、御質問・御意見ございましたら、チャット欄でお知らせいただければと存じます。よろしくお願ひいたします。

それでは、草薙委員、よろしくお願ひいたします。

○草薙委員 草薙でございます。御説明をありがとうございます。

事務局による今回の分析方法論につきましても、ここで表示されております35ページのまとめとしての事務局案にも、異存ございません。こちらの35ページの事務局案を、36ページとか37ページに過去の状況も出していただいて、それらと見比べますと、事前的措置の対象事業者として、大手P P Sなどに並んで蓄電池関連の事業者が入ってこられつつあることを確認できると思います。

今年度まで同様の措置が実施されている対象事業者は準備ができていると思うのですけれども、蓄電池関連のアグリゲーターなどの事業者については、今後まだまだ入ってこられるのかもしれないようにも思われますので、電取委におかれましても、1つ前の36ページのリード文の2つ目のところに書いてあることが重要なのかなというふうに思います。

すなわち、今年の2月の第6回制度設計・監視専門会合で示されていた内容なのですが、リード文の2つ目に、「なお、市場シェアが20%を超えていなくても比較的高いシェアを有している事業者や分析対象コマの中で特定のコマにおいてピボタルとなる事業者も存在するため、事前的措置の適用対象には該当しないものの、こうした事業者の存在を念頭に事後監視を行うこととする。」とございます。

この点、非常に重要で、今後もいろいろと質問や要望などが来るのではないかと想像しております。電取委におかれましては、引き続き丁寧な対応をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、村松委員、よろしくお願ひいたします。

○村松委員 村松です。今回の精緻化の結果、対象事業者を見直すということでお示しいただきまして、どうもありがとうございます。事務局のお示しくださった案に同意いたします。精緻化によって、実態を踏まえた公正な措置が取られるようになると思料いたしますので、この点についてはこれで進めていただければと思います。

一方で、私が今回の御説明をお伺いしていてよかったですと思われる点なのですが、精緻化と効率化の取組を事務局で行っている内容も含めて紹介してもらった点がよかったです。

すなわち、委員会事務局の監視活動の結果、精度の向上がきちんと図られているという点です。海外の市場監視機関では、こういったデータ分析を行う多様な専門家の方々を擁していると聞いたことがあります。当委員会でも、必要な人材やタレントをきちんと確保して、監視手続、監視行動にきちんと反映されているといった点がお示しいただけたという点がよかったですと思っております。

今は、詳しい方が事務局にいて、こういった取組ができるのかかもしれないですが、こういった方がずっといらっしゃるとは限らないので、分析や監視活動が属人化しないように、きちんと検討が継続して行われるようにしていただければと思います。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、五十川委員、よろしくお願ひいたします。

○五十川委員 御説明いただき、ありがとうございます。分析方法について、少しコメントさせていただきます。

14ページに、P S I 分析のさらなる改善についてのスライドがあるところですが、こういった点は重要であると考えております。将来的には、ここに記載されているようなりアルタイムの分析を目指すものだと思っています。非常に真っ当な方向性だと思いますので、ハード面・ソフト面で分析の高度化が進むことを期待しています。

併せてですが、32ページに、調整力  $\Delta k$  W 市場と調整力  $k$  W h 市場の事前的措置の適用対象についての記述があります。この点、大きな市場変化があることから、前年度同様の形にするという方針に異存はありません。

ただ、翌年度、また全商品前日取引化・30分取引化を踏まえて、分析手法をどうするかという議論が来年必要になると認識しています。その際には、前述のリアルタイム分析を含む分析の高度化の進展を踏まえて検討がなされる形になればよいと思っています。

私からは以上です。ありがとうございます。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、松田委員、よろしくお願ひいたします。

○松田委員 御説明をどうもありがとうございました。

ほかの委員の方々と重なるコメントが多いので簡潔に申し上げますと、ほかの方々からも出ておりましたとおり、監視業務の高度化ということで非常に精緻化が図られているということは、すばらしいことだと思っております。事務局の皆様の日々の工夫や努力の賜物かと思っております。今後も引き続き、海外当局とも必要に応じてまた情報交換を継続するなどしていただきて、積極的に監視ツールや方法の向上に努めていただければと思っております。

1点質問なのですけれども、今回の精緻化の作業が結論に与えた影響について確認させていただければと思うのですけれども、今までの方法であれば対象になってなかつた事業者も、今回、何社か対象になったということになるのでしょうか。もしお分かりであれば、教えていただければと思います。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。——ありがとうございます。

それでは、松田委員から1点御質問がありました。それを含めて、事務局からコメントよろしくお願ひいたします。

○黒田NW事業監視課長 コメント・御質問いただきまして、ありがとうございます。

まず、松田委員からの御質問、今回の精緻化によって対象になった事業者が変わったのかというような御質問だったかと理解をしました。今回的方法、前回までの方法でやった場合、今回やるとどうなるかという形での検証はしていないので、ちょっとそこの結果に

ついてどういう影響を与えたのかというのは、この場で申し上げることができないのですが、基本的には、これまでよりもサンプル数を増やすというような形で、一部のリソース制約等でサンプルを限らざるを得えなかつたという部分について、今回それを増やして、コマについては全体を見るということができたので、より精緻に分析をすることができたということであると思っておりまして、一方で基準自体は変えておりませんので、その点については、大きな影響はないのではないかというふうには思っているところでございます。

それから様々コメントいただいた部分でございますけれども、まず草薙委員から、新しく対象となった事業者も含めて、質問等丁寧に御対応をいただきたいということでコメントいただきまして、御指摘のとおりかと思っておりますので、今後、事前の対象となった事業者については、事前の確認、コミュニケーションを行っていきますけれども、その中で、先方の御質問等も含めて丁寧に対応していきたいと考えておるところでございます。

それから、村松委員、五十川委員から、リアルタイムでの分析について御報告した点について評価をいただきて、こういった監視の高度化・精緻化に引き続き取り組むべきと、また、現在は専門的な方がいて対応ができる部分も、継続的にできるように、属人化しないようにというような御指摘もいただきましたので、そちらもっともだと思いますので、今後、どのようにこういった取組を継続していくかといった点についても考えてまいりたいと考えております。

それから五十川委員からのコメントで、適用対象32ページの部分、こちら調整力  $\Delta kW$  市場と  $kWh$  市場の適用対象について、26年度についてはこれまでの方法を踏襲するということで異論はないのだけれども、来年度はどうするかというところは、状況を踏まえて検討すべきということと理解をいたしまして、こちらも御指摘を踏まえて、次回の検証の中でこういった点も含めて検討してまいりたいと考えております。

私からは以上になります。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、新川事務局長。

○新川事務局長 先ほど黒田課長から御回答させていただきましたけれども、草薙委員の御指摘の20%未満でもピボタルになる可能性のある事業者についての事後監視ということについても、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、本件につきましては、事務局案をお認めいただいたものとさせていただきます。今後の監視の在り方を含めて、重要な御意見を多数いただきました。どうもありがとうございました。

それでは、議題の2つ目に移りたいと思います。議題の2つ目は「需給調整市場の運用等について」となっております。資料4に基づき、引き続き黒田課長より、まず御説明いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○黒田NW事業監視課長 それでは、資料4を御覧ください。「需給調整市場の運用等について」ということで、毎月報告しているもののアップデートになります。

3つパートがございまして、まず、12月中旬までの需給調整市場の動き、次、B種電源協議について、3つ目がB種電源の固定費回収状況ということでございます。

まず3ページ、市場の動きでございますが、前日取引三次②でございますけれども、11月の平均約定単価、こちらの黒で囲っているところでありますけれども、北海道・中部・北陸を除いたエリアで、前月比で低下をしているということでございます。

それから11月の最高約定単価は、中部・北陸・関西エリアでは200円、東北エリアでは195円となっており、東京・中国・四国・九州エリアでは、前月と比較して低下をしたということでした。

8ページでございますが、週間取引一次～三次①の動きでございます。11月の平均約定単価につきましては、北海道・東北・東京・中部・四国エリアが前月比で上昇ということになっております。最高約定単価は、四国以外のエリアで上限価格となっていたということでございます。

11月の想定費用ですけれども、次のページになりますが、北海道・中部・関西・九州エリアで前月比増加ということでございます。特に中部エリア及び関西エリアにつきましては、随意契約を結んでいる揚水発電機の稼働量が低下をしたというような事情がありまして、募集量が増加をした結果として、約定量と想定費用が増加をしているということであります。

一方で東京エリアでございますけれども、10月11日実需給分から揚水発電の随意契約の締結に伴う募集量の見直しが行われたということもありまして、想定費用及び約定量が前月に引き続き減少しているということでございます。

13ページでございますが、各エリアの募集量・応札量・調達率の動向ということでござ

います。一次調整力については、依然として多くのエリアで未達が多い状況ということでございます。

また、複合商品の動向はエリアによって様々でありますけれども、直近では、多くのエリアで応札量が募集量を超過している、競争的な状況が進展している状況と考えております。また、中部・関西エリアでは、先ほど申し上げたとおり、随意契約を結んでいる揚水発電機の稼働量が低下をしたこともあって、11月から募集量が増加をしております。

また東京エリアでは、随意契約を結んでいる揚水発電機の稼働量の低下により、一時的に募集量が増加をしたもの、稼働量の復調及び自然体余力の控除量の増加等により、11月上旬以降は募集量が減少したと。その結果、直近では、複合商品においておおむね応札量が募集量を上回る状況となっているということでございまして、幾つかのエリアで募集量の変動も見られることから、約定単価や調達費用の動向含め、引き続き状況を注視していきたいと考えております。

具体的には、例えば16ページ、東京エリアでございますけれども、下の複合商品で見ていただくと、足元11月以降は、オレンジの応札量が青の募集量を上回る状況になっているということであります。中部エリアは、複合で見ていただくと、11月以降、先ほどの揚水機の関係等で募集量が増えているという状況にあると。

19ページの関西も、同じような状況にあるということでございました。

2. のB種電源協議についてでございます。こちらは、都度、協議が調ったものについて御報告をしておりますけれども、今回、2ポツの2行目以降ですけれども、協議が調った2社、電源1件、蓄電池1件ということでございまして、うちの1社・1件については、第14回、10月29日の専門会合で御報告をしたアグリゲーターの固定費等の協議報告ということでございます。

28ページでございまして、A社は先ほどのアグリゲーター分ということなのですが、A社につきましては、アグリゲーター分の固定費としての人件費・システム関係費が計上されていることを確認と。第14回の制度設計・監視専門会合において、リソース本体の固定費については報告済みということでございます。

またB社については、太陽光併設型の蓄電池を発電事業者が保有し、アグリゲーターが需給調整市場に応札をしているということでございますけれども、固定費の内訳は主に人件費・修繕費・委託費・減価償却費等の項目で構成ということで、適切に期間案分された固定費を計上されていることを確認しております。

他市場収益については、A社はアグリゲーター分の他市場収益はなし。B社は卸電力市場収益ということでありまして、年間の想定発電量及びスポット市場のエリアプライス実績を基に算定されていることを確認しております。

次に 29ページ、 $\Delta kW$ の想定約定量ということですが、A社は、既に第14回で報告済みでございます。B社につきましては、供出可能量（想定入札量）×想定約定率ということで算定をしておりますが、供出可能量は、充電時間を考慮し安定稼働ができる想定した量で算定。また、想定約定率については、一次調整力を対象としているため、応札しているものについては100%約定するとの前提で算定をしているところでございました。

所有する他電源等ということでございますが、A社は、アグリゲーターとして需給調整市場に応札するための入件費・システム関係費を、リソースごとに適切に案分して別管理されていることを確認しております。

またB社は、需給調整市場に応札するためのシステム関連費用等について、対象電源とその他電源で適切に案分されていることや、電源に係る費用はその他の電源と別管理されていると確認をしております。

ということで32ページでございますが、今回協議が調ったB種電源2社2件について、一定額の算定諸元や考え方について確認を行っております。

確認の過程において合理的な説明ができない固定費等については、適切に修正が行われたことを確認し、算定諸元も含めて制度設計の趣旨に反する事実は見受けられず、今回協議があった事業者からのB種電源2社2件について、監視等委員会事務局で確認した値を一定額としたところであります。

なお、今回御報告した案件以外についても、協議が調い次第、次回以降の本会合で御報告させていただきたいと考えております。

最後、B種電源の固定費回収状況の御報告でございます。B種電源については、固定費の回収状況を3か月に1回、監視等委員会事務局に報告することとされておりまして、9月までに協議が調ったB種電源33件について、第2四半期（4月～9月）までの固定費回収状況を確認したということでございまして、累積の固定費の回収率については、リソースごとにばらつきがあるが、0～72%程度ということでございました。

こちら、※1で書いてあるとおり、9月下旬にB種電源協議が完了したが、時間的に9月中までの応札は間に合わなかった電源等も含まれておりますので、0%というものもあ

るということでございます。引き続き、10月以降の回収状況についても確認を行ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上になります。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問であります。御意見があれば、チャット欄でお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、草薙委員、よろしくお願ひいたします。

○草薙委員 草薙でございます。丁寧な御説明をありがとうございました。特段の異論はございませんので、まずは、この34ページにより思うところを申し上げます。

34ページの2つ目のポツにございますように、9月までに33件という少なくない数の対応を進めていただきまして、関係者の皆様に感謝いたします。

その認識を前提としまして、32ページのスライドなのでございますけれども、B種電源の協議は非常に手間や時間がかかるように受け止めておりまして、それがなかなか進まなかつたりして、例えば、協議をしたけれども結論がなかなか出ないというようなこともあるのではないかと思っております。

既にB種電源の廃止の方向性は決まっているわけで、多くの例えは協議がなかなか整わないなあというふうにお考えの事業者などにおかれで、B種電源廃止後はどのような事後監視をやっていかれるのか、固定費回収に不安を持つような事業者はこの点に関心が移っていかれているのではないかというふうに思います。そういうことを考えましても、電取委の引き続いての丁寧な対応のほうをお願いしたいと思っております。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして松村委員、よろしくお願ひいたします。

○松村委員 松村です。発言します。

事務局の整理に異存があるわけではありません。少し関係ないことを言って申し訳ないのですが、報告の部分で、調整力市場の価格の動きを毎月丁寧に見せていただいていて、とてもありがとうございます。

それで、こんなにお手間をおかけしているのにさらに手間をかけるようなことを言ってすごく申し訳ないのですけれども、今、例えば三次調整力②に関して言うと、平均の価格は見せていただいて、最高価格と最低価格も見せていただいている。平均価格あるいは最

低価格と最高価格、もちろんエリアにもよるのですが、強烈な差がある。

この状況が、例えば最高価格だとすると、その月で1回だけ200円になった場合もそうですし、200円が少なくとも1入札あるだけでなく、それが落札したコマがそれなりに多くある場合も、最高約定価格200円と出てくる。そうすると、どれぐらい競争的になっているのかが、これだけだと見にくいかもしないと思いました。

それで、例えば1年間、今年度全部終わった後で振り返るとかという段階だけでいい、毎月ではなくても振り返る段階だけでもいいと思うのですが、例えば、もし仮にこのマーケットがシングルプライスで最高の約定単価が価格になっていたとしたら、平均単価が幾らになったのか。でも、現実には今マルチプライスで、しかもコストベースという形で押さえ込んでいるので、平均約定価格は下がっているということなのですが、それと実際の価格を比べてみれば、そのような強い規制で抑え込まないととんでもないことになるほどまだまだ競争的でない市場なのか、例外的に高いコマがほんのわずかあるけれども、おおよそ競争的になっているのかが見やすくなると思います。

しつこく言って申し訳ないのですが、1年間振り返って市場の状況を見るとかという段階で、最高・最低・平均だけではなくて、もう少し追加的な情報が出せないかを検討していただければと思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。発言の希望ございませんでしょうか。——よろしいですかね。ありがとうございました。

それでは、お二人の先生から御意見いただきましたので、事務局からコメント等あればよろしくお願ひいたします。

○黒田NW事業監視課長 ありがとうございます。まず、草薙委員のコメントでございますけれども、来年度以降B種電源の事前協議が廃止をされるという中で、事後監視等どのように実施をしていくのか、そういう点で事業者が不安になることもあるのではないかという御指摘だったかと思います。

こちら、先ほどの議題で、事前的措置対象事業者について来年度の考え方の当てはめをやらせていただきましたが、事前的措置の対象事業者については、年明け以降、応札の考え方等を確認していくプロセスがありますので、その中で適切にコミュニケーション等をしていきたいと思っておりますし、また、その対象外の事業者につきましても、何か御質

問等いただくような場合には、丁寧に引き続き対応していきたいと考えております。ありがとうございます。

また、松村委員から御指摘をいただいた市場の分析・評価、これまでの平均価格、最高価格、最低価格以外にも何らかの情報を出して、コンペティティブかどうかといったところを分析していくべきといったことかと思いますけれども、御指摘を踏まえまして、どのような形でお示しをできるかといったところを事務局としても検討させていただいて、対応をしていきたいと考えております。

以上になります。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましては報告事項でございますので、以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、議題の3つ目となります。議題の3つ目でございますけれども、こちらは「スポット市場における不適切入札の振り返り」となっておりますので、資料5に基づき、石井室長よりまず御説明をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○石井取引制度企画室長 よろしくお願ひいたします。資料5に基づいて、「スポット市場における不適切入札の振り返り」について御説明いたします。

2ページ目へ行きます。本件については、今年の誤入札事案の概要と、昨年11月に業務改善勧告を実施した件に関する影響精査の2件で構成をしております。

まず、誤入札についてでございます。適取ガイドラインでは、スポット市場で売り入札をされる事業者は、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが望ましく、特に市場支配力を有する可能性の高い事業者が、合理的理由なくこのような条件で供出しなかった場合、相場操縦に該当することが強く推認される一要素に当たるというふうにしています。

電取委では、日々発生します誤入札事案について、事務局による口頭指導から、委員会に付議した上で実施する文書指導、委員長による業務改善勧告に至るまで、その事案の軽重を踏まえた対応を実施しております。

未供出の主な原因についてでございますけれども、入札単位の取り違え。具体的には、kWhとMWhの誤りといった人為的なミスから、入札システムの不備に至るまで多岐にわたりますけれども、こうした事例を踏まえまして、入札参加者自らが自社の入札プロセスにおいて同様のミスが生じ得ないかを点検されることが重要であります。

このため、入札参加者に対して、注意喚起を目的に事例を共有したいと考えております。本日、資料5-1で添付しておりますけれども、プレスリリースを実施いたします。今お示ししておりますこの表が、今年発生した主な誤入札の例でございますけれども、事業者名などの詳細は伏せておりますが、旧一電のみならず新電力も含めて誤入札は発生しております。

例えば、エクセルの操作ミスですかマニュアルの誤記、それから入札担当外の方、具体的にはシステム改修を担う部門の方が、誤って入札データを削除してしまって復元できなかつたものですか、売り札であるにもかかわらず買い札として作成し、入札してしまったものというものです。

続いて、昨年11月に業務改善勧告を実施した事案の影響精査についてでございます。

本件、当時プレスリリースも実施しております、内容は公表済みのものですけれども、事案の概要はこのスライドのとおりでございまして、JERAは、スポット市場の入札において使用していたツールの不備で、未供出を生じさせていることに気づいていながら措置を講じず、本来市場に供出すべきであった54億kWh分を供出してこなかつたと。これによって、時間帯によっては約定価格を50円以上押し上げていたことが、電取委事務局の調査によって判明しまして、昨年、本事案を相場操縦行為に該当するとして業務改善勧告を実施し、ちょうど本日、12月26日までを集中改善期間として、同社の再発防止策の実施状況を重点監視してまいりました。

集中改善期間における対応でございますけれども、まず、期間内にJERAの再発防止策を計4回にわたってフォローアップし、奥田社長に対するヒアリングの実施。それから、私も含めまして事務局員が東西両方のプラント運用センターに入りまして、実地にて再発防止策の進捗確認を含めて調査を行つてまいりました。

2. にお示ししておりますように、JERAでは、入札プロセスの総点検、システム改修、マニュアル改訂、コンプライアンス強化に係る教育に取り組むこととしておりますけれども、その結果として、入札に係るツールにおけるロジックの不備が見つかり、それによつて未供出を未然に防止できたという事例も確認しております。

また、市場に大きな影響を与えるものではないのですけれども、発電ユニットに係るデータの更新漏れですか、ツールの修正が必要な箇所が判明しております、改修が続けられているところでございます。

JERAからは、集中改善期間が終了した後も、2026年度末まで当委員会に対して再発

防止策の実施状況を報告するというふうにされておりまして、引き続き監視をしてまいります。

続いて、8スライド目になります。当委員会としては、今後も速やかに指導等を実施していく観点から、勧告の内容を検討するに当たっては、必要な範囲で調査を実施した上で勧告等を実施していく点は変わりませんけれども、先物市場といった他市場の急成長に伴いまして、今後も相場操縦が疑われる事案が発生する可能性はあると考えております。  
2. でございますけれども、卸電力市場における相場操縦により、業務改善勧告や命令を行った事案の市場影響調査については、事案の全容を解明し、今後の実効的監視に役立てるため、勧告等の後であっても、影響のあった全てのコマを調査することにしています。

その上で、3. です。これは既に公になっている内容ですけれども、当時、54億kWhが未供出となっており、そのうち約6.5億kWhが約定した可能性がある。そして、多いときには1日で1億2,000万円以上の利益を得ていたのではないかというふうに見ておりました。

今回、全てのコマを精査するべく、JEPXの協力を得て調査した結果、未供出であった量を全て市場供出した場合、約定し得た量は約3.7億kWhで、得ていた利益は約15億円と。そして生産者余剰、つまりこれは売り札を出した全ての者に係るものですから、その增加分は東京エリアで72億円となりました。

こちらのスライドは、JERAによる未供出量と想定約定量を示したものになります。上のグラフは、業務改善勧告を検討していた当時、つまり昨年11月時点のものです。下のグラフは、今回の全コマ調査から改めてグラフ化したものですから、青はJERAによる未供出量、それに対して赤色についてですけれども、上のグラフでは、仮に正しく供出されていた場合、約定した可能性のある量。下のグラフでは、赤色については、仮に正しく供出していた場合、約定した量というふうになります。黄色の折れ線については、東京エリアのエアープライスの実績値になります。

御覧いただきますと、当時、2020年の冬の価格高騰時の一因だったのではないかとの御指摘や問い合わせがあったのですけれども、結果的にその時期は未供出がほぼなくて、価格への影響はなかったと見てています。

その他、赤点線の囲いの部分を上下に見ていただければと思いますけれども、上のグラフに比べて下のグラフのほうが、赤の棒グラフが短くなっています。当時、全てのコマを精査するのに要する時間に鑑みまして、事務局では簡易手法で想定約定量を試算してい

ます。

今回、J E P Xに当時の入札参加者、つまり J E R A以外の全入札者の入札札全てを用いた再計算をお願いして精査したところ、その約定量は 2 分の 1 強になったというものでございます。

10ページ目、最後のスライドでございます。今回の全てのコマに対する精査から、影響度の高い複数のコマを重点的に分析するこれまでの手法については、ブロック入札の仕組みの複雑さゆえ、約定した可能性のある量については高めに算出されて、実際の値とは乖離が生じ得るもの、事案の特徴を高い精度で捉えていたことが確認できたと考えております。

したがいまして、今後も速やかに指導等を実施していく観点から、勧告の内容等を検討するに当たりましては、これまでの手法に基づき必要な範囲で調査を実施し、指導内容について判断していくということにしたいと考えています。

以上でございます。

○武田座長 ありがとうございました。2025年の誤入札事案を整理いただき、また業務改善各事案のフォローアップをいただきました。

委員の先生方から、御意見・御質問いただきたいと思います。御発言の希望がございましたら、チャット欄でお知らせいただければと存じます。よろしくお願ひいたします。

それでは、熱海委員、よろしくお願ひいたします。

○熱海委員 よろしくお願ひいたします。全体的な通しての意見ということになりますけれども、誤入力をしたときに間違ってうっかり、こういったことは当然起こり得るだと思いますけれども、元に戻せなかつたというようなところで言うと、やはり B C P とかの観点から、復元できる状況というのもこの機に確認をしておくということで、再発防止というところにもつながるのかなというふうに、まず思います。

それからヒューマンエラーにつきましては、どうしても人間のやることですので、いろいろな環境、もしくは定義をつけたとしても、条件によってはうっかりとか、もしくは慌てていたとか、そういうところがあるかと思いますが、こういったプレスリリースの内容を、やはり他人ごとではなくて自分ごとのように読み取れるような——分かりやすいリリースの内容には今回なっておりませんので、そういった部分につきましては、全員がそのリリースを 1 回確認し合って、再発防止というところにつなげていっていただければというふうに思っております。

最後にシステムの部分についてですが、点検の結果、ツールの修正は行っているという内容の部分とかも、やはりシステム全体が複雑化し過ぎている、属人化し過ぎて——全体のアルゴリズムを作るためには、システムの複雑化が必要であるとは思うのですけれども、やはり属人的になると、そこに手を加えるところがなかなかにくくなつて、その手を加えない、加えられない、こういったところが、実はサイバー攻撃的にも脆弱なシステムという見られ方をしてしまう。

攻撃目線から見ると、脆弱なシステムというふうに見てしまつますので、そういったところを標準化といいますか、世間一般に使われているエクセルでも、ツールを複雑化しない、手直しができる、こういった部分に、今回のこの機に、点検も修正も含めたところで取り組んでいただければなというふうに思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、松田委員、よろしくお願ひいたします。

○松田委員 御説明、どうもありがとうございました。私は、今映されていますスライド10について、少し御意見を申し上げたいと思います。

全体として事務局の御提案に異論があるわけではございませんけれども、今回のスライド10に示されているとおり、従来どおりの手法に基づき、勧告も含めて必要な範囲で調査を実施し、指導内容を判断するということですけれども、こちらは前提としては、現段階のリソースやツールを前提とすると全コマの精査には相当時間がかかるということなので、迅速な指導にはそぐわないということで、このような御方針を示されているものと理解しております。

ですので、今後、前提状況が変わりまして、リソースやツールの変化もあって、それほど全コマ精査に時間がかかるないような体制となりましたら、また別途のお考えもあり得るかなと思っております。

その上で、勧告は行政処分ではございませんけれども、やはり事業者に対するレビューションの毀損ということで、事実上、ネガティブな影響というものは存在すると思っております。

ですので、調査の時点で、既に明らかになっているファクトだけで勧告相当といえる事案であれば、もちろんそのように判断できると思うのですけれども、仮にそうではなくて、全コマも含めて市場に対する影響を精査してからでなければ微妙なラインであるというよ

うな事案に関しては、すぐに一足飛びに勧告に行ってしまうのではなく、差し当たり、まずは現行の運用というものは正を求める指導を行った上で、並行して影響の精査を行って、その結果として、やはり勧告相当であると見られた場合には、改めて再発防止も含めた組織的な是正対応も含めて指導するということもあり得るのではないかと思っております。なので、今後もケース・バイ・ケースで適切な御指導などを行っていただけたらと思っております。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、大橋委員、よろしくお願ひいたします。

○大橋委員 ありがとうございます。御報告いただいた2つの取組、両方ともしっかりとやっていたとして、感謝申し上げます。特に前者の誤入札の発生に関する注意喚起ですけれども、誤入札事案の全貌は、なかなか各社から通常の情報収集では知り得ないところ、情報が集まる電取委がこうした取組を行うことは、事業者の前向きな取組の自主性を促す上でも意義があるのかなと思います。

監査の在り方についてもしっかりと精査が必要だと思いますが、本件のような事業者の前向きな取組を促すようなことも、余力の範囲内で新たに掘り起こしていただけるとすばらしいのかなと思います。

以上です。ありがとうございます。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、原委員、よろしくお願ひいたします。

○原委員 原です。御報告をありがとうございました。

御説明の項目が前後いたしますけれども、まず、昨年11月12日付けの業務改善勧告事案につきましては、需要家・消費者からは、もっと厳しい処分をという声も多くあったと記憶しております。監視等委員会におかれまして、多くの労力と時間を費やして精査され、きめ細かなフォローアップをしていただいたと思いますけれども、このような事案が万が一市場に混乱を招いたり、ひいては電気料金の高騰にもつながりかねないと思いますので、また、需要家・消費者には大きな不信感を与えた事実と受け止めております。ぜひ今後とも厳しく監視していただければと思います。

誤入札事案のほうですが、このたび、5-1として資料をいただいておりますけれども、本日付けのニュースリリース、再発防止策まで含めた具体的な事例が周知されたというこ

とは、大変よかったです。事業者の皆様には、今後、改めて再発防止策を徹底していただくことはもちろんですけれども、コンプライアンス管理も併せて、自助努力、自社努力いただけますようお願いしたいと思います。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、北野委員、よろしくお願ひいたします。

○北野委員 丁寧に説明いただき、ありがとうございました。

ちょっと細かい8ページ目のところなのですけれども、8ページの4点目のところで、入札しなかったことでJ E R Aが得ていた利益が15億6,000万、生産者余剰の増加分が72億という数値が出ていますけど、恐らくこの事案というのは、本来は入札されていたはずの電源が入札されてなくて、限界費用の高い電源で落札されてしまっているという状況で生じているものと理解していますので、高コストの電源が稼働してしまったことによる社会的な費用の増加分が幾らだったのか、といった点も示していただけたとよいかと思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、草薙委員、よろしくお願ひいたします。

○草薙委員 丁寧な御説明、ありがとうございました。スポット市場における不適切入札の振り返りをしていただく中で、これまでどんなことが起きていたのかということを概観しましたときに、いずれも過失による人為的ミスが原因であるというふうに言えると思いますが、なかなか完全にはこういった事象は避けがたく、事務局から示されておりるように、やはり機械的なシステムチェックをより強化していただくということが重要なのだろうと思います。

既に導入を検討されつつあるのでしょうかけれども、A Iを活用して、人為的なエラーを防ぐためのシステムを開発していただくなど、今後はA Iの活用も期待されるのではないかというふうに思います。

そして、分かりやすいプレス発表をしていただけるということで感謝します。これは、資料5の4ページのリード文の2にありますけれども、2025年に特化されている面がありまして、プレス発表としては、事案として細かなことはあえて書かれないというふうに理解しております。

それで、論点を2つある中で混在させるというようなことはよくないのかかもしれませんけれども、昨年の業務改善勧告を受けられたJERAによる相場操縦の件のようなイメージをしやすいような事案では、その後のJERAの取組が次なるミスを事前に防いだといったようなことなどについても、もちろん今回のプレス発表の添付資料の5-1そのものからははつきり分からないですけれども、今回の資料5のほうを併せて読んでいただけたら、例えば入札単位の取り違えなどミスの内容もイメージがしやすいですし、また入札ミスが実害をも生じさせ得るということをよく分かっていただけたると思いますので、プレスの方々からの求めがあるなど必要に応じて、資料5のような分かりやすい資料も、もし併せて共有いただけたら、いいのではないかなというふうに思います。

それからJERAに関しましては、資料5の7ページの4の対応ですけれども、業務改善勧告に関する集中改善期間は終了したとはいえ、来年度末まで、すなわち今から1年を超過する期間を改めて設定して、しっかり監視いただくということになったと承りました。事の重大さからしましても、未供出事象の未然防止というような事実もさほど過去のことではないことからも、適切なことではないかと思います。電取委におかれでは、引き続きしっかりとした調査や監視をお願いしたいと思います。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、小鶴様、よろしくお願ひいたします。

○小鶴オブザーバー エネットの小鶴でございます。誤入札事案について、調査・分析・御報告いただきまして、感謝申し上げます。

誤入札の理由は、人為的なミスですとかシステム不備など様々となっておりますけれども、昨年度のJERA様の事例を見ても、市場支配力を有する可能性の高い事業者の行動が市場に与える影響は大きいと改めて受け止めております。また、結果として、応札事業者が得た利益が落札事業者の負担となって、最終的には需要家の負担になり得ることも重要な点だと考えております。

事務局におかれましては、お忙しい中恐縮ですけれども、入札データの分析ですとか、データに表れない行動をどう把握するかなど、難しい監視対応されていると認識しておりますけれども、相場操縦による市場への影響を極力回避するためにも、引き続き厳格な監視対応をお願いしたく存じます。

以上でございます。

○武田座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。ありがとうございます。

多数の貴重な御意見いただきました。事務局からコメント等あれば、よろしくお願ひいたします

○石井取引制度企画室長 皆様、御質問ですか御意見いただきまして、どうもありがとうございました。私ども電取委として、しっかり引き続き事業者の入札行動を含めて監視をしてまいります。どうもありがとうございます。

その上で、1つ1つできる限りお答えしていきたいと思いますけれども、まず熱海委員、どうもありがとうございました。実際ヒューマンエラー、それからうっかりミスというのもありますし、あと御指摘いただいたように、システム全体が複雑化している中で、各社が作られるツールというのは属人化するという傾向は、確かにあります。私も各社、実地でいろいろなシステムを確認しておりますけれども、各社が運用している電源ユニットですとかその構成といったものは、各社各様のシステムにどうしてもなってしまう原因ですので、我々電取委としても、そういう実態をうまく認識しながら、現場においてもしっかり確認をしてまいりたいと思っております。どうもありがとうございます。

それから松田委員から御指摘いただいた件ですけれども、今回は、J E R Aの件については長期間にわたる未供出でしたので、影響を精査する場合は計算に時間を要するため、まずは簡易手法で判断せざるを得ないということで取り組んでまいりました。

他方で、未供出の期間が短い場合はその限りではなくて、結果として精緻な計算によって判断できるものというふうに考えておりますので、先ほど御指摘いただいたように、ケース・バイ・ケースでしっかりと対応してまいりたいと考えております。

それから大橋委員、どうも御指摘いただきありがとうございました。事業者の前向きな取組がしっかりと導けるように、我々、こうしたようなプレスリリース含めて情報提供してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

それから原委員から御指摘いただいた件でございますけれども、再発防止策を提示する形で、今回プレスリリースを今年の未供出事例についてさせていただきました。こうした事例を提供することによって、「自助努力、自社努力」というお言葉いただきましたけれども、そうしたものが入札参加者から導けるように、我々としてもしっかりと対応してまいります。

それから北野委員から御指摘いただいた件でございますけれども、高コスト電源が入札

されたことによっての社会的費用の増加分ということなのですが、今、すみません、手元にそのデータがございません。今後こうした類似の事例が出てきた場合には、御指摘いただいたような内容も含めて、しっかり検討してまいりたいと思っております。

それから草薙委員から、AIの活用という御指摘がございました。AIの活用有無などについては、現状の我々の監視の実態に係るものですので、内容についてはここでは差し控えたいと考えておりますけれども、膨大なデータを基に、効率的にかつ効果的に監視できる手法というのは常に検討を進めておりまして、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

それから最後、小鶴オブザーバーからいただきましたけれども、我々、厳格な監視をとることで引き続き対応を進めてまいります。どうもありがとうございます。

○武田座長 丁寧にコメントいただき、ありがとうございます。

言うまでもなくスポット市場は電力取引の中心でありますので、ニュースリリースにありますように、各入札参加者の皆様におかれましては、適切な入札活動を強くお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

本件は報告事項でございますので、以上とさせていただきます。

それでは、最後の議題となります議題の4つ目でございますけれども、こちらは「自主的取組・競争状態のモニタリング報告（2025年7月～9月期）」となっておりまして、こちらにつきましても、資料6に基づき、石井室長より御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○石井取引制度企画室長 よろしくお願ひいたします。四半期に1回御報告をしております「自主的取組・競争状態のモニタリング報告」でございます。今回は、今年の7月～9月の4か月間についてというふうになります。時間も限られておりますので、前半に取りまとめております市場動向の概況を中心に御説明したいと思います。

まず、今期の卸電力市場価格は、前期、すなわち3月～6月と同様に、東エリアが西エリアよりも高い価格で推移しております。平均エリアプライスについては、東側が7月～9月にかけて13円台～12円台、西側が12円台～10円台というふうになっております。西エリアにつきましては、関西-中国間等の市場分断率が前年同期間に比べて上昇しております。中国・四国・九州内の安価な売り札がエリア内にとどまって、平均エリアプライスを押し下げたものと推定しています。

今期エリアプライスが30円以上となったのは33日間ありましたけれども、そのうち約半

数の14日間は、北海道エリア単独の高騰というふうになっています。

その背景としましては、高騰したコマ全てにおいて、北海道向きの潮流であることや買い札の強まりが見られたことから、需給が逼迫したのではないかというふうに考えております。

続いて、2つ目のポツでございますけれども、今期のスポット市場の約定量は788億kWhであります。これは前年同期比の1.1倍です。時間前市場については17.3億kWhでして、前年同期比で0.8倍となっております。

続いて、2ページ目でございます。市場分断の状況でございます。10か所の連系線のうち5か所について、平均市場分断率が前年同期間に比べて上昇しております。特に関西-四国間、中国-四国間は大きく上昇しております。要因としましては、保護装置の取替作業等による運用容量の減少ですとか、安価な売り札が前年に比べて増加しており、それが潮流量に影響を与えたことによるものと考えております。

続いて、4. でございます。先物市場の約定量は、前年同期間に比べて1.5倍の300億kWhというふうになっております。

最後、5. ですけれども、小売市場における直近の新電力シェアについては、増加傾向にございます。特に低圧については、これまで最高値であります2022年8月の27.5%を超えまして、今年8月、9月と2か月連続で28%を超えております。詳細データ等については、後半のスライドを御確認いただければ幸いでございます。

以上でございます。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問・御意見があればよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

それでは、大橋委員、よろしくお願ひいたします。

○大橋委員 ありがとうございます。スポット市場の価格が相当程度低迷していると思っていまして、発電設備を持たない新電力中心に調達先未定が増えるのではないかと思っています。また、JEPX連動での市場調達割合によっては、価格上昇のリスクにさらされ始めているのではないかと懸念をしています。中長期の供給力確保の議論をしている中で、さらに現状のkW不足を加速化する可能性もあると思っています。

限界費用の玉出し規制など含めた監視の継続が電力事業の持続性を毀損することがないように、検討いただければと思います。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。御意見・御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、大橋委員からコメントいただきましたので、事務局からコメントあれば、よろしくお願ひします。

○石井取引制度企画室長 大橋委員、どうもありがとうございます。引き続き私どもは、卸売市場については事後監視という形でしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。御指摘いただき、どうもありがとうございました。

○武田座長 本件につきましても報告事項でございますので、以上とさせていただきます。

本日予定しておりました議事は以上でございます。

最後に、本年もお世話になり、どうもありがとうございます。

議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

○田上総務課長 本日の議事録につきましては、案ができ次第お送りさせていただきますので、御確認のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、第16回制度設計・監視専門会合はこれにて終了といたします。本日は、ありがとうございました。よいお年をお迎えください。

——了——